

第10回宮城県産業振興審議会農業部会

日 時 平成17年12月1日（木曜日）

午後1時30分から4時まで

場 所 宮城県庁9階 第一会議室

1. 開 会

○司会（産業政策推進室・千葉室長補佐） 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまから第10回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。

なお、熊坂委員、芳賀よみ子委員は、本日所用のため欠席されております。

本会議の定足数は半数であり、本日はこの要件を満たしており、会議は成立しております。

2. 挨拶

○司会 それでは、開会に当たり、高橋農林水産局長からごあいさつを申し上げます。

○高橋農林水産局長 どうもご苦労さまでございます。

きょうは10回目の農業部会ということでございます。きょうからまさに師走という、非常に忙しい中、委員の皆様方には本日の部会にご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます次第でございます。

食と農の県民条例基本計画見直しということで、この部会としての議論はきょうで3回目ということになるわけでございます。これまで計画の見直しの視点とか、基本的な推進の方向とか、重点推進プロジェクト等々について、いろいろご意見をいただいていたところでございます。

きょうは、これまでいただきましたご意見を踏まえて、計画見直しの案、この中には目標の数値等々の見直し計画も含まれてございますが、それについてご提案を申し上げたいと思っておりますので、これまでと同様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。

過日、10月27日に国の方から経営所得安定対策等の大綱、これは委員の皆様方ご存じのとおりでございますが、国の食料・農業・農村基本計画に基づく具体の対応としての政策の大綱が出されたわけでございます。いろいろ中身はございますが、特に品目横断的な経営安定対策を具体に進めるというようなことで、その支援対象者が見えてきたと。認定農業者にあつては、規模要件が4ヘクタール以上とか、特定農業団体等集落営農的な取り組みということになるかと思いますが、これまた20ヘクタール以上の規模という要件が明示されたところでは、特に本県では、受託組織が非常に多いこととか、複合経営が多いという背景を踏まえて、これまで国の方にその辺への対応について要請・要望してまいったところでございます。いろいろ条件的には厳しい要件が課せられている部分もござい

ますけれども、受託組織、複合経営に対しての対応、一部認めていただいているということでは、評価させていただいております。

これから支援を具体的に受けられる認定農業者なり、集落営農等をきちっと確保するというのが、当面の緊急課題になろうかと思っております。県の内部でも推進本部を立ち上げ、地方機関ごとに地方推進本部を立ち上げて、具体的に集落に入って、要件を満たせるように支援していきたいということで、活動を開始してございます。どうか委員の皆様方にも、こういった活動に対しましてもご支援、ご協力をいただければということをお願いさせていただきます。

今回の見直しについての部会は、一応きょうが最後と考えてございます。改めて慎重な審議をお願い申し上げまして、開会に当たっての御礼のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○司会 議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

資料は、順番に次第書き、次に資料－１から資料－３までございます。また、参考資料を別に配付しております。資料の不足等がございましたら、お近くの事務局員までお申し付けいただきたいと思っております。

それでは議事に入りたいと思っております。

3. 議 事

(1) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて

資料説明

意見交換

今後のスケジュールについて

○司会 会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっております。工藤部会長に議事進行をお願いいたします。

○工藤部会長 今、局長からごあいさつありましたように、きょうが農業部会の最終ということで、見直しについての案がお手元に配付されております。これについて、いろいろとご審議いただきたいと思っております。

なお、前回同様、会議は公開ということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますが、お手元の資料の１、２、３とありますけれども、これを一括して事務局の方から説明いただいて、その後いろいろと意見を賜りたいと。委

員の皆様方のいろんなご意見を賜りたいと思います。

最初に、事務局の方から説明のほどよろしく申し上げます。

○事務局（農業振興課・水多農業政策専門監） それでは、ただいま座長からお話がありましたように、一括して資料1から3まで説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

今回は、資料-3には基本計画の本冊ということで、ちょっと厚いのですが、その案ということで、本冊をお配りいたしております。ただ、この本冊で説明すると長いし、ボリュームもあるということで、A3判の資料-1の概要ということで、それに沿って説明させていただきます。ただ、本冊もあわせてごらんいただければ幸いです。

まず、資料1に沿って説明させていただきますが、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直し骨子をごらんください。左側の囲みですが、見直し後の基本的な計画のフレームを載せてございます。

1番目の計画見直しに当たっての考えのところでは、本冊では1ページから5ページまでですが、見直しの趣旨を入れまして、これまでの農業・農村振興への取り組みとか、現状、新たな動き等を載せてございます。特に(5)の施策展開の視点につきましては、新たに設定して記述している項目ですが、矢印にありますように、これまでの議論、委員の皆様方からいただいた意見等、1から9までの視点を記述しております。

2番目のみやぎの食と農に関する意識改革では、さらなるマーケットイン型農業の推進ということで、マーケットイン型農業という言葉はかなり普及してきたものの、果たして農業者、生産活動がマーケットインにすべてなっているかということ、まだまだ足りないということで、これも入れて五つの構造改革ということで、これは重点推進プロジェクトと連動した形で設定したいと考えております。

3番目のみやぎ食と農の振興に関する基本方針には、生活者の求める安全で安心な食料の安定供給など、四つの基本理念に沿って、特に重点的に推進する内容を記述しております。

4番目のみやぎ食と農の振興に関する将来の姿、これについては10ページから14ページまで、宮城県の将来の見通しということで、数値目標等を掲げて、平成22年のグランドデザイン的な位置づけということで記載しております。詳しくは後ほど説明いたします。

5番目のみやぎ食と農の振興に関する推進方向、これが30ページほどで、本体部分と言えるかと思いますが、これを四つの基本理念に沿って、本県農政全体の取り組みを整理している項目であります。このページについては、特に右の方の矢印に出ておりますけれども、網かけ

部分が見直して追加、強化した部分であります。いろいろいただきました委員の皆さんの意見とか、パブリックコメント等を踏まえて強化しているということでございます。

なお、参考として、参考資料－１ということで、条例基本計画の見直しに関するパブリックコメント並びに関係団体の意見ということでお示ししてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。推進方向の項目そのものについては、前回お示したものと大きくは変わっておりませんが、本文の記述内容等について反映させていただいております。なお、本文中においては、資料－２の推進指標も盛り込んで掲げておるということでございます。これについても後ほど申し上げたいと思います。

この中でも、一番右の方にありますように、特に重要と思われるものについて、重点推進プロジェクトを掲げているということで、担当課等で詰めた内容について、後ほど説明したいと思っております。

最後に６番目ですが、各圏域ごとの地域特性を行かした取り組み方向ということで、７圏域に、七つのブロックに分けて、ここでも指標目標値を掲げて、県と対比しながら記載してございます。

続いて、２ページをお開き願いたいと思います。

２ページと３ページなんですが、ここには１番目の計画見直しに当たっての考え方と、意識改革の内容を記載してございます。

(1)の計画策定後の農業情勢の変化とか、社会変化などを踏まえまして、平成２２年を目標とした中間見直しを行う旨を記載してございます。

(2)では、これまでこの基本計画に基づきまして、さまざまな施策を実施してきたところでございます。それを総括して記載しております。

(3)については、担い手の減少とか高齢化、農産物の輸入、農業産出額の大幅な低下とか、そういう中で直売所とか企業的な経営体の増加とか、農業、農村を取り巻くさまざまな現状、動きについて記載しております。

(4)の施策の基本的方向ですが、これらを踏まえて、将来とも県民の皆様に対して安全で安定的な食料生産を供給していくと。そのためには、力強い産業として自立した農業の確立が必要であるということで、農業者や関係団体等と連携しながら、農業者みずからが主体的に取り組むことを期待しております。

(5)の施策展開の視点でございますが、これについては新たな概念によるアグリビジネスを一層強化し、宮城県の農業をリードするような経営体の育成によって、一層マーケットイン型農

業を推進していくことや、食と農を一層接近させる食育とか、地産地消の推進、①から⑨までの視点を、繰り返しになりますけれども、記載しているということでございます。

一番下のⅡの意識改革では、現在掲げている五つの構造改革と、新しい食と農の新チャレンジプランということで、チャレンジ1からチャレンジ5まで五つを掲げております。これについては、後で最後の方に説明いたします重点推進プロジェクトと密接に連携しているということでございます。

続いて、3ページをお開き願います。これは、概要の続きということでございます。

Ⅲのみやぎ食と農の振興に関する基本方針の見直し強化部分と表記しておりますけれども、(1)の生活者の求める安全で安心な食料の安定供給についてですが、農業環境規範等への対応、地産地消の推進、食と農に関する生産者と生活者の相互理解、健全な食生活の普及、啓発を推進していくということでございます。

次に、(2)の競争力と個性のある農業の持続的な発展ですが、先ほども申しましたように、本県農業をリードするようなアグリビジネスに取り組む経営体を育成支援する体制の整備、または食関連産業との連携による新たなビジネスの創出を図ってまいります。また、地域農業を担う認定農業者の育成とか、農地利用集積を進め、集落営農のシステム等を確立していきながら、担い手が活躍できるような場を構築したいと考えております。さらに、本県の食料供給力を高めるということで、「食材王国」を支える農畜産物のブランド化を推進してまいりたいと考えております。

(3)の農業・農村の多面的な機能の発揮ですが、農地、農業用水等、維持管理保全活動については、地域住民をも巻き込んだ、新たな手法の導入を推進していきたいと考えております。

最後に、農村の経済的な発展と総合的な振興ですが、高齢者の方々が長年培ってきた技術とか知恵、それらを若い世代に伝承して、地域の活性化等に大きな役割を担ってほしいということと考えてございます。

Ⅳのみやぎの食と農の振興に関する将来の姿でございます。このペーパーには主な数値を掲げてありますが、本冊を見ていただきますと、このほかにさまざまな見通しとか目標値を載せてございます。

まず、販売農家数を掲げてございますが、平成17年、これはセンサスで発表されている数字ですが、6万2,730戸に対しまして、平成22年には5万7,000戸と、5,700戸程度減少するという見通しとなっております。

その下の農業産出額でございますが、平成16年、2,101億円ということで、15年が

1, 870億円で冷害だったものですから、16年は若干盛り返してはおるんですが、減少傾向が続いているわけですが、さまざまな土地そのものが減少していくというか、農地そのものが減少する中で、例えば米であればプレミアム米とか、特産的なブランド化した野菜とか、畜産振興等により、平成22年には2,130億円という目標を掲げてございます。

次に、真ん中の県内農産物の生産努力目標ということで、栽培面積等が載せてございますが、水稻の栽培面積については平成22年で7万6,700ヘクタールということで、平成16年に対しては2,500ヘクタールほど減少するという見通しを立てておりますが、大豆については1万ヘクタールということで、野菜、肉用牛についても増加するような目標を掲げてございます。

農産物の供給力は、国全体で食料自給率の向上を目指すと言っているわけですが、県においては、食料自給率にかわる農産物の供給力、ここにありますように、県内の需要に対する生産量ということで算出しておりますが、いずれの品目についても増加させるという目標を掲げてございます。

次に、農地関係が載っているわけですが、水田と畑を合わせた耕地面積で約4,000ヘクタールほど減少するとなっておりますが、これは第4次の国土利用計画によって定められているものでございますが、水田及び畑も減少するだろうということでございます。

そのほか、圃場整備面積については、平成22年は7万5,000ヘクタールを目標としたいと考えてございます。

その下のみやぎ食と農の振興に関する推進方向、先ほど申し上げました、本体部分で最もボリュームのあるところですが、次のページに記載してあります。

VIの主な目標・指標の見直し、指標値を掲げてございますけれども、一番下の段のところをご説明したいと思います。詳細については、資料-2をごらんになりながらお聞きいただきたいのですが、資料-2ではこれまでの年度ごとの実績と、平成22年の指標値、どういうことで設定したかとか、一部組みかえているものもございまして、それらを載せてございます。

まず、概要のA3判の一番下のところからお話ししますが、(1)の生活者の求める安全で安心な食料の安定供給のところでございますが、環境にやさしい農産物生産・認証面積、これにつきましては、県の認証面積に加えて、JAS有機認定面積、また県以外の認証の特別栽培農産物面積、これらを合わせて、これらに組みかえて、平成22年には2万5,000ヘクタールに設定したいと考えてございます。廃プラスチックについても、現在実績で22年を上回っているということで、さらに上を目指すということで、22年には1,400トンというこ

とでございます。

(2)の競争力と個性ある農業の持続的な発展では、認定農業者の数でございますが、これから主要な担い手ということで、この目標値については現計画と同じ7,400の経営体というか、認定農業者の計画数を掲げてございます。

続いて、右の方の認定エコファーマーの数なんですが、現時点でも当初掲げた目標値をかなり上回っておりますが、さらに目標を上げまして、全国目標値もありますけれども、その2.5%に当たる2,500人と掲げたいと考えております。

女性の農業者の起業数でございますが、現時点では全国で3位の362件となっておりますが、ただ中身を見ますと、やはり零細というか、販売額が少ないということもございますので、販売額が300万円以上の数をうち数として設定したいということで、平成22年には300万円以上139件という目標を掲げたいということでございます。

さらに、一番右の方に、指標の新規設定ということで、新たに設定する部分でございます。1番目には、先進的農業経営体ということで、アグリビジネス経営体の数を載せてございます。これまでアグリビジネスというと、2,000万円ということでとらえておりましたが、1億円以上のアグリビジネス経営体ということで、現在35経営体ほどあるということですが、これを全体で55経営体の育成を目指したいということでございます。

女性の認定農業者数については、現在97ということですが、全体に占める割合を平成22年には3%ということで、人数については200人以上ということになるかと思いますが、それを目指したいということでございます。

農地・農業用水などの保全活動をする協定対象面積につきましては、平成22年で2万7,000ヘクタールを目標にしたいと考えております。また、参考設定ということで、委員の皆様からもさまざまご要望いただいたわけですが、数値そのものの設定ということではないんですが、学校給食の中の地場野菜等の利用割合ということで、県内野菜等の品目数を掲げたいと考えてございます。

また、交流人口については、観光客の入り込み数に加えまして、農家民宿等における利用者数のサンプル調査を県独自で実施したいと考えてございます。

では、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページは、先ほど申し上げましたように、網かけしている部分が追加・強化された項目、強調したい部分でございますが、これから説明申し上げる部分と重複する部分がございますので、後ほど詳しくごらんになっていただきたいと思います。その他の項目については、その中

に含まれる簡単な内容が載せてございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

5 ページについては、推進方向の中から、県が既存の事業及び新しく予算化するものもありますが、その施策と組み合わせながら、特に重点的かつ総合的に展開する課題を重点推進プロジェクトとして掲げてございます。前回の部会まででは、絞り込むという記載をしておりましてけれども、いろいろ検討してみた結果、またいろいろな方々からの意見を聞きますと、やはりいずれも非常に重要な課題であるということで、絞り込まずに、ここに掲げてある四つの重点推進プロジェクトとして、取り組みたいと考えてございます。ここでは、プロジェクト名とか背景、必要性、具体的な取り組み内容、期待される成果ということで整理させていただいておりますが、その中で具体的な取り組み内容を中心に説明させていただきます。

まず、新世代アグリビジネスの創出ですが、アグリビジネスについては、宮城県の農業を成長産業へ転換するような、リード役を担ってもらう経営体を育成するために、アグリビジネスを志向する、やる気のある経営者の方に対しまして、経営のノウハウから創業期、事業拡大期、自立発展期など、発展段階に合わせた支援プログラムを構築し、人材の育成を図ってまいりたいと考えております。また、マーケット戦略に基づいた、売りたい人と買いたい人を結びつけるようなマッチングというんですか、それを推進してまいりたいと考えております。

さらに、これらを支援する推進体制として、みやぎ産業振興機構等を活用した支援組織の整備を進めてまいります。また、経営体間のネットワークの構築によりまして、一層ビジネスチャンスの拡大を推進していきたいと考えてございます。

それから、単に食料を生産、販売するというだけではなく、川下から川上まで、それを結ぶ、フードシステムを構築しまして、食産業の集積を図っていききたいと考えてございます。

このように企業的なアグリビジネスモデルの拠点を県内に創出しながら、一層マーケットイン型の農業を展開していきたいと考えております。

次に、活力ある担い手確保・育成についてですが、局長からのあいさつにもありましたように、10月27日に国の方から「経営所得安定対策等大綱」というものが示されました。これは、戦後農政の一大転換を図る施策でございます。簡単に申し上げれば、これまで生産者が等しく受けていた支援策、これについて認定農業者等の担い手に重点的に支援するという内容でございます。県といたしましても、これらの新たな対策に対応した担い手の確保、育成が急務であり、そのため認定農業者等への支援策を早急に打ち出していく必要があるということでございます。また、担い手を中心として、農地利用がうまく集積し、地域の生産活動が円滑に行

われるような、地域に合った営農システムの確立も進めてまいりたいと考えております。

なお、地域営農システムの考え方について、別紙、A4判の1枚紙で差し込んであると思いますので、それをちょっとごらんになっていただきたいと思います。圃場とかトラクターの絵がちょっと書いてあるワンペーパーで差し込んであるはずなんですが、そのワンペーパーの下の方の絵というか、図を見ていただければ、一番わかりやすいと思うのですが、いわゆる地域営農システムというものは、担い手不足とか高齢化等で、農地とか機械施設等が効率的に利用されていない地域というか、効率的に利用されなくなっているような地域というんですか、そういう地域で、例えば農地を、そこに書いてありますように園芸とか、水田エリアとか、そういうエリア分けをしまして、機械施設も有効に利用できるようにするというところでございます。そのためには、その絵の上の方にありますように、計画を立てたり、土地利用を調整したり、そういうふうなマネジメント機能を有する組織が必要ということでございます。

続いて、A3判の資料にまた戻りますが、2番の新しい農業教育システムということですが、現在新規学卒就農者等が減少する一方、生きがいのためとか、市民農園とか、法人への雇用、さまざまな農業人材の供給が求められております。これらの多様なニーズにこたえるために、さまざまな段階、さまざまな時期、年齢層に応じた育成ができるような、新たな教育システムを確立していきたいと考えております。また、県等の行政だけが育成するという形ではなく、農業者みずからが後継者育成に携わるような教育システムの確立を目指したいと考えております。

次に、3番目の環境保全型農業と食の連携、推進ですが、エコファーマーについては、先ほども言いましたように、年々増加して1,000人を超えるほどになっておりますが、今後は点としての増加だけではなく、より一層の質の向上を図るということと、環境保全型農業全体の広域的な普及拡大を図っていききたいと考えております。当然そのためには、その環境保全に対応した新たな技術開発が不可欠であると考えてございます。また、農業環境規範やGAPなどの新たなシステムの導入推進も図ってまいりたいと考えてございます。

地産地消と食育の推進については、学校給食等への地域食材の提供等を拡大していくような地域内でのシステムづくりを推進していくとともに、さまざまな機会をとらえて、生産者と消費者が触れ合ったり、子供のころから食に関して関心を持つような食育を推進していき、バランスのとれた日本型食生活を推進してまいりたいと考えてございます。

最後に、次代に引き継ぐ地域資源の保全管理ということですが、農業の生産基盤とか美しい農村風景、これらを支えている水田、畑、農道、水路、さまざまな農村の資源がござ

います。これらは県民全体のものであるということで、これらを維持することが、災害防止とか貯水機能、県民のゆとりとか豊かさをもたらすものであります。しかし、宮城県におきましても、担い手の不足とか混住化の進行ということで、これまで守られてきた農道の補修作業や水路の整備、これらが共同活動で行われてきたわけですけれども、これらをやる人が少なくなつて、弱体化しているという現状がございます。そこで、これまでも登米市等で見られますように、地域全体で保全活動をしたり、地域通貨を活用した先行的な取り組みも行われているところでございます。これらは地域の共通な財産であり、貴重な資源であるということで、地域に住むみんなで生産者、消費者を問わず、農地・水・環境資源などを保全していく活動を推進してまいりたいと考えてございます。

なお、平成19年度からは国の直接支払制度が始まることとなっております、その対策の円滑な推進が求められているということでございます。あわせて、食育にも関連しますが、生き物調査とか、農村自然の観察会等への支援もしていきたいと考えてございます。

以上で私の説明を終わりますが、これまでいただきましたご意見等や各界からの幅広い意見、要望等を踏まえて本文を作成しておりますので、よろしくご審議を賜りたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

多岐にわたって一気に説明していただいたので、少し飲み込む時間が足りないかもしれませんが、最初にご質問からいただきたいと思います。ご質問と関連して提案等もございましたら、一緒にどうぞお願いします。

○芳賀（裕）委員 これから施策を進めていくに当たって、基本的な方向がいろいろ載っておりますけれども、変革していくために農業者、関係機関団体の主体的な取り組みを推進していくとなっているんですけれども、農業者はイコール、生産者だと思ふんですけれども、関係機関団体というのはどういう団体のことを指しているのか伺いたいと思います。というのは、やっぱりこの施策を推進していくに当たって、だれに向かって話をしていって、その方たちにどんな説明を、どんなふうに、どういう形で説明していくのかというのも大変興味があるものから、関係機関団体はどういうことを指しているのかなと思いますので質問します。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） 農業の生産活動に直接関係するものとしては、JAグループ中央会と全農、農業共済とか、土地連とか、農業会議とかがあります。そのほか、今芳賀委員の質問の中には、これをどのように普及というか、周知していくかということを含んでいたかと思ひます。当然食という切り口からすれば、消費者の方々、県民全体を対象とし

て、この計画を知っていただいて、進めていきたいと考えております。具体的な広報とかについては、現時点では当然のことながら、県政だよりとか、県政番組とか、そういうものは考えておりますけれども、そのほかもっと具体的になると、これからお知恵を拝借しながら、広報、普及に努めてまいりたいと考えてございます。

○工藤部会長 ほかにございませかん。どうぞ。

○二瓶委員 きのう、東北農政局主催の経営安定対策の地域説明会があって、その続きを読んでいるという感じがします。最初にいただいたときからずっと思っていたんですが、実は前段の担い手とかアグリビジネス等の部分では、対象となる人たちが、基本的に認定農業者、あるいは集落営農組織として固定された部分があるんですが、次代に引き継ぐ環境とか地域資源という部分については、集落（地域住民全体）でふんわりと包み込んで、みんなでやるんだということで、すべてまとめられてしまう。そうすると、前段ではあなたたちだよと固定しながら、なぜ後半になってきたら、ここが非常にあやふやなんだろうかという疑問をずっと持っていたんです。

特に地域資源等を守るために、水路とか排水路等の維持管理に、これまでは地域の農業者全体で出ておったんですが、それすらもなかなか維持管理が危うくなっているという状況。特に私も地域の中でやっている、幾らかの金を出して済ませていただければ、金だけ出すと言う人が非常に多いんですね。そういったことを見ていると、果たして一生懸命説明しても、こういった理解を得られるのかどうか。何かもっとインパクトのあるものが必要なのではないかと常々思っているんですが、その辺での切り口がもう少しあればと思います。その辺、もう少し検討されたらいいのではないかと思いますので。

○工藤部会長 はい、どうぞ。

○芦立委員 済みません、それに関連して同じようなことを申し上げたいのですが。

○芦立委員 私の方でも住民ワークショップとかにも入れさせていただいて、住民の方たちの話を聞いているんですけども、やはり農家の方たちはもうこれ以上、正直言って、維持管理は難しいとおっしゃる方が多いんです。ただ、そうは言っても、これからの地域の人たちのために維持管理もしていかななくてはいけないし、例えばいろんな排水路とかため池が整備された後は、子供たちのための環境学習などにも使えるようにしていきましょうねという話をしながらやっていくんですが、実際本当にでき上がったときに、皆さんが生き物学校とかそういうのでできるかと、農家の人たちと話をすると、本当のことを言うと難しいんだよねになってしまうんです。

ただ、そう言いながらも、実はそういうところにかかわりたいような、人たちというのはいるわけです。農家でもなくて、いろんな環境を考える団体だったり、あるいは我々のようなNPOなどは、できるだけ地域に入って行って、地域の方たちと一緒に活動するのをお手伝いしたい、一緒にやりたいと思っておりまして、できれば地域に入っていきたくて思っている人たちが、かなり都市部では多くいるのが事実なんですけれども、例えば集落営農と地域営農システムの中を見ても、そこに住んでいる人たちがどういうふうにかかわるといことは書いてあるんですが、外部の人間がかかわり合えるゆとりがないのかなというか、都市と農村の交流などと言われている割に、こういうところでも結構入っていける可能性というのがあったりするんですが、なかなか農家の方たちとか地域に住んでいる人だけでやろうとすると、かなり難しさがあるのではないかとちょっと考えていまして、今回はいろんな政策面というか、国の法律等が、外部の人間には関係ない話だと言われればおしまいなんですけれども、やはり普段農村に住んでいないけれども、週末だったり、あるいは何かのときにお手伝いをしたいと思うような人たちが都市部には、仙台なり、東京なり大勢おりまして、そういう人たちは一緒にやりたいと思っておりますので、保全管理等のところにもそういう人たちがかわれるようなところも考えていただければいいのかなと。ちょっと二瓶委員のお話を聞きながら思っておりましたので、ちょっとつけ加えさせていただきました。

○工藤部会長 はい、ありがとうございます。

前段の話は、要するに担い手政策は対象限定型で、どちらかという選別的な政策になっていると。ところが、資源の保全管理というのは、NPO法人等々も含めて、地域住民も含めて、全員参加型、フル動員型の政策になっていると。その辺、ちょっと違和感があるのと。そういうフル動員型のふんわりしたところでうまくいくのかなという話ですよね。後半の方は、むしろフル動員型になっているかもしれないけれども、どういう格好で農家以外の、あるいは地域住民以外の人も含めて、そういう支援活動に参加できるのか。あるいは、そういう仕組みがどうなっているのか。法律的にはどうなっているのか。いろいろやりたい人がいっぱいいるんだけれども、その受け入れ体制みたいなことがどうなっているのかよく見えないと。そういう質問だったと思いますから、事務局の方で検討されたと思いますので、どうぞ。

○事務局（農村基盤計画課 小山技術副参事） それでは、前段の農地・農業用水等の資源保全管理の方についてご説明させていただきます。

これは、先ほど高橋農林水産局長のあいさつの中にもありましたように、経営所得安定対策等大綱の中で、品目横断的な対策と車の両輪をなすものとして、農地・水・環境保全向上対策

を国の方でも施策の一つとして打ち上げたものでございます。この中で、先ほど委員からのご質問にありましたように、このままで担い手等の方々に農業が集約されていきますと、かえって今まで保全されてきた水路等の保全管理が崩壊する可能性がある。また、集落機能も農村部の集落の高齢化、混住化等によって、だんだん形態が変わってきているということから、集落等の単位ではなくて、多様な主体、これは別に集落の農家、非農家の方々だけということではなく、その中には都市の方々やNPOの方々も含めて、みんなでいわゆる農地及び農業用水等を一つの財産として、国民全体の財産として、その管理をしていきたいと思いますというような形で、それに対して支援をしていくということでございます。

先ほどの後段の部分で、都市の方々ということですが、委員のご質問の中にあつたように、農業施設等を今後も管理していくことについても、今申しましたように、いわゆる農家、農村に住んでいるの方々だけでなく、都市部の方々等とも手を携えながらやっていきたいということでございます。

○工藤部会長 具体的にどうしているのか、さっきちょっと話が出ましたけれども、地域通貨を使って、資源の保全管理が始まっているので、宮城県で具体的にはどういう格好でこういう施策を考えるのか、その辺の話をしてもらった方がわかりやすいと思うんです。

○事務局（農村基盤計画課 小山技術副参事） それでは、今の委員長のサジェスションによりまして補足させていただきますけれども、資料でいきますと、本文の資料-3の38ページにございますけれども、この中の上から二つ目の黒印のところに、農村サポートセンターの設置を支援するとあります。これにつきまして、県が支援して事業もやっております。農村サポートセンターは、現在登米市の南方の地域におきまして、土地改良区等が管理しております水路の江払いとか、のり面の草刈り等を行う方を、農業者以外の方も含めて募集いたしまして、その方に参加した時間に応じまして、南方に設置してあります道の駅の直売所で使える地域通貨を発行するような活動をしております。このように多様な方々が参加して、今後このような活動等も含めながら、農地・水・農業水利施設の保全についての活動をしていきたいということでございます。

○工藤部会長 具体的には地域通貨を使うという非常におもしろい取り組みなんですけど、いろんな方に参加していただいて、その通貨で農産物も買っていただけるという、ある種循環的な取り組みをこれから始めよう。そんなことを、宮城県の今後の施策の中で、農業用水と資源の保全管理の仕組みの中で、もう少し広げ、強化していこうという考え方だと思います。

ただ、前段の方の必要な水、水路等の資源はみんなで管理するのに、一生懸命頑張るのは特

定農業者だと。それだと何か違和感があるという話はどうですか。そうではなくて、こういうふうによればうまくいくんだという話はないですか。

○事務局（高橋農林水産局長） 二瓶委員が話された前段の部分ですが、今回の国の所得経営安定対策では、基本は将来の農業を担っていく認定農業者とか、あるいは法人等経営体ということをしちんと見据えています。基本的な考え方は、きちっと守られた政策になっていると思います。ただ、そうは言っても、現実には地域の中で営農活動を展開されている方々もいっぱいいらっしゃいます。予備軍がいっぱいいるわけです。そういう人たちに要件をクリアしない予備軍に担い手として、いろんな支援をすることは国策としては非常に難しい。それらも抱え込むという表現が悪いんですが、将来に向けて育成するための一つの施策手段として、今回集落営農的な部分でのすくい上げをされたのかなと思っています。現実には集落の中でさっきの水・土地・環境資源等々の管理も含めて、なかなか難しい実態になっているのもそのとおりなんです。難しいからそこにてこ入れをして、すくい上げをしていきたいと思いますという政策だととらえていますので、県の立場から言えば、その施策をうまく活用して、地域の中でうまく使ってもらって、活性化に結びつけるというスタンスが正しい方向かなと考えています。

○工藤部会長 いかがですか。

○二瓶委員 今の局長のお話、大変わかるわけですが、恐らく政策の方向性としてはそういった方向でこれからもどんどん進んでいくんだと思います。それが一つの流れであることには間違いはないと思うんですが、ただ1点私が懸念するのは、集落営農組織に対するとらえ方が、若干局長と私で違う部分があるかと思うんです。そういうふうにして認定農家なりの条件とか何かをクリアできなかった人たちが集まって、つくって行って、果たしてそれが集落営農組織として生き残れる組織になるんだろうかというところだと思うんです。

実は、先日ちょっとある経営コンサルタントの方のお話を聞いていましたら、集落営農というのはまさにM&Aじゃないかと。いわゆる企業の合併なり、買収と同じなんだろうと。そういう観点でいった場合、負け組の意識を持った人たちだけで集まって徒党を組んでも、恐らく勝ち組に残ることはできないだろうと。むしろそのところには、きちんとした経営感覚にすぐれた人間が中心となって引っ張っていかなければ、恐らく集落営農組織は立ち行かなくなるのではないかと。単に5年間を目標としてやっていっても、なれなかったという人たちが非常に多くなるのではないかという話を聞いて、私はもともと集落営農組織は経営を考えなければ絶対だめだと思っておりましたので、まさにそうだなと思ったんです。そういった意味からしますと、確かに今回水資源という部分についての、将来に残す資源をどうするかという部分に

については、全体でみんなで考えようというのは、当然合意できる部分だと思うんです。ただ全体の部分との整合性からすると、我々自体も地域の中で非常に言いにくい部分が含まれている。そうしますと、もっと明快な切り口があれば、そういったもので推し進めることができるのではないかと思いますので、できればその辺についてももう一考いただければと思ったわけです。申しわけございません。

○工藤部会長　むしろ二瓶委員はどういうふうに考えるかということをご披露してもらった方が。

○二瓶委員　確かにこれは一番難しく、実は自分自身、土地改良区の役員を2期ほどやらせていただいて、地域住民と一緒にあって、例えば大倉ダムの清掃とか、あるいは今問題になっておりますサイカチ沼のごみ拾いと、そういったものをやったり、大沼の清掃作業とかをずっとやってきたんですが、なかなか地域住民みんなを巻き込むということになると、同意を得られないので、何かもう少し違った切り口を考えようということは、今事務局の連中と一生懸命お話をしているんですが、なかなか見つからないというのが実情で、自分自身で自問自答しているところが現実です。申しわけございません。

○工藤部会長　正解がないということのようですので、多分ここは非常に難しい問題だと思います。ただ、資源の維持管理を放棄したままでは、せっかく担い手をつくったとしても、そっちの方の生産活動もうまくいかないわけで、車の両輪ではあるけれども、車体は一つではなくて、ちょっとずれているので、非常に回りにくいということだと思います。

ですから、NPO法人とか、県の施策でもいろんな人を入れて、まさしく国民的な資源の維持管理という説明がさっきちょっとありましたけれども、そういう視点でやってくださいという話だろうと思います。ただし、これは補助金が出るんでしょうけれども、一定の水準を超えた取り組みにしか出ないということで、では一定の水準とはどういう水準なのか、この辺もまだはっきりしていないですね。いろんなことは言われていますけれども。ということもあるので、宮城県は人がいなくて水路の維持管理が難しいという地域は、まだそんなに多くないと思いますので、将来展望も含めて、その辺をきちんと詰めて、いい設計図をつくってくださいというのが二瓶委員の要望だと思いますから、ご検討いただきたいと思います。

ほかにご覧いませんか。どうぞ。

○三浦委員　ちょっと気になったので、皆さん今ずっと話してきた内容と私の話はちょっと関連します。

実は、私このペーパーを見てうれしいなと思ったのは、5ページに生き物調査自然観察会と

いう項目も入っていました。最近ほかの県ですが、コウノトリの調査がありましたよね。あれで米を売ろうとするそうですが、そのほかに田尻、蕪栗沼周辺の水田も含めたラムサール条約締結も非常に珍しいタイプだと言われています。そういう意味からすると、私自身もそうなのですが、生き物調査というプロジェクト、民間団体でやっているのに片足突っ込んで来たんですが、私の印象とすれば、どうもマニアックな特殊な世界の人たちだけがやっているという感じが否めないなど。これをぜひ岡崎次長の所轄の中で積極的に生き物調査があれば、先ほど来より出ている部分が、かなり県民のものになってくる、農民のものになってくる部分があるのかなと思います。

私も個人的に3歳10カ月の孫がいますが、トイザラスよりも田んぼの生き物の方がはるかに豊かなんです。トイザラスに勝てるんです。むしろ田んぼのドジョウであるとか、鳥であるとか、あちらの方がかなり子供にとっては興味があると。電池を入れなくてもずっと動いていますからね。そういう意味では、私は農漁村にはトイザラスに負けないものがあるはずだと。

ただ、このことを我々当たり前のことですから、見逃してきたというか、見過ごしてきた部分があるんですが、保全ということになってくると、現状の保全ではちょっとだめなんですよ。積極的に生かす方法という施策がなければ、保全の状態ですと、多分どんどん衰退、なだらかな衰退の世界なんだと思うんです。保全という言葉よりも、むしろ積極的に生かす工夫をみんなで考えましょうというのが、ぜひ必要な施策ではないのかなと。私は余り大きく金をかけなくても、この部分はできるのではないのかなと。実際、圃場を見ても、最近生き物が相当ふえてきています。それはもちろん下水の完備もありますし、農薬の問題もありますし、実際ふえていますので、この部分はひょっとしたら、宮城県はほかにまさるとも劣らないぐらい農村地域に生き物がいるということがアピールできて、それが次のマーケットインの戦略につながってくる部分があるとか、そういう世界が出てくるのではないのかなと。

ですから、団体が生き物調査をするというのではなくて、県の中にも相当精通している方がいるやに聞いておりますので、その方々が表舞台に立って、こういう組み立てがうまくできれば、さっきの課題、話題が相当解決できるのではないのかなと思いました。

○工藤部会長 何かございますか。そういう課を設けますか。水田生き物調査課とか。

○事務局（岡崎次長） 名指しされていますので、お答えします。

我々圃場整備をやってきたときに、いろんな新聞とか県民の声としまして、今までの圃場づくりのやり方でいいのかと、かなり生態系が壊されているということが、ここ10年ぐらい言われてました。今まで効率一辺倒で農業土木工事をやってきたわけですけども、それではま

ずいということ、二、三年前から土地改良法が変わりまして、環境との調和に配慮した工事をしなさいと。そのための生き物調査とか、田んぼの学校とかしながら、自分たちの住んでいる周りがどうなっているんだというところを調べて、大切なものがあるのか、何を残すのか、それを集落でよく考えて、地域みんなで合意した中で圃場整備なり、土地改良をやりなさいということになりまして、非常に最近そういう活動がどこの地域でもやられているところです。

それを毎年続けますから、子供たちは毎年集まってきて、こういうのが見つかった、ああいうのが見つかったとやるようになったんですけども、それを続ける、またそういう施設をつくったときに、維持管理させるというのは非常に難しい問題で、まさしく先ほど言われたように、農地・水環境保全対策、担い手農家以外の集落の人たちがどう参加して、自分たちの集落を守るのか、農業・農村を守るのか、それにどういう人たちに参画してもらえばいいのか、その辺をここ1年、いろんな検証とか、実験事業をやりながら、集落活動をチェックしているんです。そういう中で新しい政策のもとに、またそういうふうにはトイザラスより立派な田んぼの博物館みたいな、我々エコミュージアムと言っていますが、すべてが博物館だということを次世代にも残していかなければいけないということで盛んにやっています。

それもみずから手づくりでやろうということ、それを専門にしているマニアックな資料をつくって威張っているところもありますけれども、我々はそうではなくて、地域の人たちがみんなで動植物を愛し、自分たちの環境を守る仕組みをつくっていきたくて。こんなことを思っています、計画書をつくったり、専門家の意見を聞いている段階ですので、まだ定着していませんけれども、ぜひ総力を挙げて地域の人たちとそういう活動を維持していきたくて思っていますので、皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

○工藤部会長 ありがとうございます。よろしいですか、さっきのお話で。

今のようなお話の中にすべて吸収されるのではないかと思いますけれども、最近みどりネットという、あれは名称が変わったのはいつでしたっけ。（「2年ぐらい前です」の声あり）建物に行くと、ポスターが全然変わりましたよね。生き物調査のポスターなんかは必ず張ってありますよね。確実に変わっているという感じはします。

ほかにございませんか。どうぞ。

○大宮委員 1ページに載っている推進方向の構成というところの6番目に、食材王国みやぎを支える農畜産物のブランド化の推進とあるんですけども、具体的には何をブランド化していくということなんでしょうか。実際には、資料-3のいただきものを見ましたら、大豆とかやってみただけけれども、水菜とか、自分がつくったただけけれども、安くなって、ちょっと価格

低迷して云々と書いてあるわけですがけれども、何をブランド化していきたいというのが目的なんでしょうか。それと、品目としては何があるんでしょう。

○工藤部会長 はい、どうぞ。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） ブランド化でございますけれども、非常に言葉を使うのは簡単なんですけれども、ブランド化するには非常に難しいと我々も考えてございます。何をブランド化するのかというお話ですが、今まで県ではいろんなブランドという名称を使いながら、ブランド化に取り組んでおりました。

ただ、今まで県のやってきたことは、マスマーケティングでございまして、宮城米なら宮城米を総体的にPRしていく、あるいは仙台牛なら仙台牛をPRしていく、そういった取り組みが非常に多うございました。それでは、なかなかブランドを築き上げていくのは難しいと思っております。したがって、もう少し絞った格好でブランドをつくり上げていきたいと思っております。

これからブランドの戦略を構築していこうと考えておりますけれども、例えば米にいたしましても、米の中の、ことしからプレミアム米といったものをつくらせておりますけれども、そういったぐっと絞り込んだ、米の中でもこれぞというものを、品質のいいものだったり、それから特別栽培米であったり、それからリモートセンシングで水田に米がある状態の中から品質の良い米だけを集荷するというふうな、そういったプレミアム米というのを作り出しておりますけれども、そういったものを地域限定しながら、ブランド基準をつくって、でき上がったものを宮城産としてプレミアム米、これは愛称か何かをつけなくてはいけないと思っておりますけれども、そういった絞り込んだ格好でやっていきたいと思っております。

あるいは、野菜であれば野菜の中でも、ただ単にトマトということではなくて、もう少しブランド基準を決めて、その基準を守れる方々を集めた、そのための地域でブランドづくりをやっていくという取り組みが必要かなと思っております。

○工藤部会長 よろしいですか。わからないと言っていますよ。

○大宮委員 実際にブランド化するというのは、特定の品目をそれなりに磨き上げていく、そしてそれをPRする、そしてそれを使っていただくところをふやしていくというようなことで、PR化になって、ブランド化になっていくんだと思うんですけれども、何となく出てきた商品をブランド化していこうということは、実際は難しいのではないだろうか。実際にはターゲットを絞って、これとこれとこれとというようなことで、それをブランド化していこうということに集中しないと、あれもこれもブランド化していこうということは、それだけ分散す

るし、それだけ費用も薄くなってくる。また、認知度も低くなってくるというようなことなので、私はこの書いてあった中に、みやぎっ娘という米がブランド化、オリジナルなんだと言うんだけれども、私は正直商売やっけていて全然知らなかったわけで、申しわけないですけども、全然わからないという状況の中でいますけれども、もう少しブランド化していきたいという方向性をもっとはっきり見据えていかないと、農家の方もそこにはまっていけない問題もできないのではないかと思います。情報交換も薄くなってくるのではないだろうかと思いますし、東京にアンテナショップをつくったから、何か宮城県の食がブランド化していくんだというのは、ちょっと筋違いかなということは考えますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） ちょっと私の説明が悪かったのかもわかりませんが、我々が考えているのはまさしくそのとおりでございまして、アンテナショップなんかは、特にそれでブランド化できるものだと考えておりません。マーケティングの一つの場というところでとらえております。

したがって、何品目もということではなくて、計画的にやっけてまいりたいと。ブランドのまずは創出のところから始まるんだらうと思いますけれども、普通の加工品であれば、作り出すところ、商品開発のところからターゲットを決めて、コンセプトをどういうふうにしてという食品づくりができるわけですけども、農産物の場合はなかなかそうはいきません。ただ、県の試験研究機関で開発された機能性を持った野菜であるとか、米といったものであれば、最初の商品開発の部分からできますので、そういったものはブランド化していけると思うんですけども、既存の野菜、米、肉、その中でブランド化していくというのは、ぐっと絞り込んだ、ある商品をさらに絞り込んだ格好で、基準を守ってでき上がったものを差別化していく。

それから、例えば冬水田んぼということがかなり言われておりますけれども、ああいった地域独自の取り組みなんか一つ一つのブランド化が図れる商品ではないかと思っております。そのために、我々としても絞り込んだ格好で、特にターゲットなんか絞り込んで、どこに売っていけばいいのか、どういう宣伝をしていけばいいのか、その辺のところを考えながらやっていきたいと思っております。

○工藤部会長 委員の皆さんの中で何かアイデアはありませんか。宮城県の農畜産物について、ブランド化という視点から、こういうことがいいのではないかという提案等はございませんか。

○大宮委員 ブランド化していくには、当然1年、2年ではとてもかなうことではなくて、野菜であっても五、六年また10年という長期にわたっての問題があるかと思いますので、そこは長期的な見方をしていく中で、集中的に開発していくということであれば、決めないことには、

何となく出てくる商品というのではないのではないだろうか。やっぱりつくり上げていくというそのものが、ブランド化を推進していく大きなところではないかと思っておりますので、ぜひこういう商品をつくっていききたいんだというところの、こういう野菜をつくりたい。米については宮城県はあり余っているぐらいいっぱいあるわけですので、その中でブランド化ということも一つあるかと思っておりますけれども、またその他の商品の中でブランド化していくということは、絶対必要なかなと思っております。

○工藤部会長 ブランド化の話が大分出ましたが、確かに中身はまだ詰まっていないので、今言われたような意見を反映するような形で、具体的な詰め作業を事業絡みで考えていただきたいと思っております。

ただ、ブランド化というのは、適当にブランドをつけるとノーブランドになってしまって、ブランドのノーブランド化というのはよくある話なので、結局ブランドの中身が何なのか。環境保全型農業でこだわってやっていく、あるいは新世代のアグリビジネスにこだわってやっていく、そうするとそういう取り組みの中で、ブランド化というイメージを固めながら、商品開発あるいは製品開発を行っていくと。そんなことを検討していただければと思います。

ほかにございませんか。どうぞ。

○渡邊委員 環境問題が出てきましたのでちょっとお話ししたいと思っておりますけれども、環境の保全ということは、農業地域だけに限ったことではないんですね。実は農業地域を取り巻く周辺の環境も非常に重要でありまして、いい例が気仙沼の畠山さんは、気仙沼の湾内の養殖をうまくやるために、岩手県の山の方まで行って植林するとか、さまざまやっているわけです。確かに我々の周辺には農地の周りにすぐ里山があるとか、河川があるとかいろいろありまして、その状況によって、農地を取り巻く環境が左右されてくる可能性があるわけですから、そうしたところまで、一応環境保全の対象ということで考えながら、この政策を組めないかなと思っております。できたらの話ですけれども、提案したいと思っております。

○工藤部会長 その点に関してはいかがですか。少し地域全体の広がりを持ったような取り組みが必要なのではないかと。森は海の恋人みたいに、山から、農地から、都市から、沿岸から、そういう全体をとらえるような環境保全、資源保全、いかがですか。

○事務局（高橋農林水産局長） 今渡邊委員がお話しされたことについては、殊に農業分野に限らず、全体の話ということに多分なるんだろうと思っております。この現計画の見直しの中で、そこまで含めてというのはなかなか正直つらいかなと思っておりますが、ただ里山対策、あるいは河川の対策等々いろいろ関連する部分については、それぞれの分野で対応する。産経部でいえば

林の分野で当然里山の保全対策とか、別の計画の中できちっと位置づけながらやっています。仕事を具体的に進める上で、そういった部分との連携をより強化していくという方向で整理させていただければと思います。ただ、お話しいただいたのは、相当重要な、政策展開の上では常に意識してやるべき内容だろうと思っております。

○渡邊委員 どうもありがとうございました。たまたま芦立委員の方から、NPOなんかも参加して、子供たちも引き連れて、みたいなお話もありましたので、そういう部分も広がりを持った中でやってもらうといいのかなという感じがしたものですから。

○工藤部会長 事業連携等を含めて対応をよろしくお願ひしたいと思います。文言上も農村資源の保全管理と書いてありますから、別に水路だけやるという話ではないでしょうから、その辺は生かしていただきたいと思ひます。

それでは、ちょっと一呼吸置いて、3時からということで。

〔休憩〕

○工藤部会長 再開したいと思います。

後半の方は、委員の皆さんからいろいろご提言をいただきたいと思ひますが、さっきの資料-1をごらんいただいて、特に出口のところといたらいいか、今回の見直しを踏まえた重点推進プロジェクト、最後のところですよ。ここに継続的にやるものはやるけれども、今回の見直しに当たって、こういう視点で新しいところを盛り込みながら、プロジェクトにいかしていきたいという整理がされております。

まず一番上は、アグリビジネスに力を入れていこうと。食材王国みやぎ等々も言われてきましたし、農業の方でもマーケットインということをやってきましたが、どうもアグリビジネスの部分宮城県としては非常に弱いと。農業サイドから本格的なアグリビジネスに取り組むような動きも最近目立ってきていると。したがって、このところに力を入れたいというあたりが、新しい提案になるのではないかと思ひます。一つはですね。フードシステムの全体を構築する、その過程で一番弱いアグリビジネスを強化していこうという提案。

それから2点目のところは、ごあいさつにもありましたけれども、経営安定対策の図柄がほぼ見えてきたので、それを念頭に置きながら、品目横断的な対策の対象になるような、そういう担い手を育成したいと。したがって、集落営農システムの確立みたいなものも、こっちで線が引っ張られておりますけれども、新しくそういうものも盛り込まれたので、仕組みを具体的にどうするかというビジネスモデルはさまざまあるでしょうけれども、その辺を念頭に置きながら、新しさを盛り込みたいという提案だろうと思ひます。

3つ目は環境保全型食育。食育の基本法もできましたので、そういう食育を念頭に置いたプロジェクトを組んでいきたい。と同時に、エコファーマーということで環境保全型農業を考えてきたんですが、かなりの数がふえて、これから数もふえるだろうけれども、質も向上させていきたい。ただ、それがばらばらと点在するようではぐあいが悪いので、広域的な普及拡大を図ると。ここに一つの力点が置かれたのではないかと思います。

それと最後は、地域資源の保全管理というのは、ある意味では新しくこれが登場して、先ほど来いろんなご意見が出ていますので、そういう保全管理という視点だけではなくて、それを大いに活用して、皆さんに環境に親しんでいただきながら、それを維持していこうと。あるいは、改善していこう、保全していこうというような趣旨で提案が盛り込まれているのではないかと思います。

したがいまして、全体的には今言ったようなことが、今回の見直しのポイントというようなことになろうかと思いますが、なおこれに加えて、こういう新しい視点を盛り込んだらどうかというご意見とか、今のような話はわかるけれども、中身をもう少しこうの方がいいのではないかというようなご意見を今からいただいて、それでこの見直しの案がより充実するようになればいいと思いますので、ご自由にご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○大宮委員 今、アグリビジネスのことでありましたので、ちょっと聞かせていただきたい。宮城型アグリビジネスというのは、どういうことを特徴として宮城型なんでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○工藤部会長 どうぞ。

○事務局（農業振興課 高橋技術主幹） ご説明申し上げます。

宮城型アグリビジネスというのは、ちょうど平成8年、9年ごろにかけて、それまでのつくるだけの農業から、あるいは農業者の方から、もう一步農業から2次、3次産業に踏み込んで、経営を展開していきましようという方針を立てる段階で、農業者の人が農産加工ですとか、直売活動ですとか、あるいはグリーンツーリズムの中の民宿、レストランといった分野に取り組みましようということで、当時宮城型アグリビジネスの推進の方向をもって、宮城県として進めてまいりました。そのことが、宮城型アグリビジネスということにしたものです。

○大宮委員 それは、別に宮城県でなくてもほかでもやっているものですよ。

○事務局（高橋農林水産局長） 多分そういうことはあったと思うんですけども、他県に先駆けて、その当時、農業と関連産業の振興の大綱ということで、アグリビジネス大綱というもの

をつくって、それを進めてきたところです。

○工藤部会長 今度の重点施策の中には、宮城型アグリビジネスという言葉は使っていないんじゃない。過去は、これまではそうだったけれども、今度は少し違うコンセプトでアグリビジネスの振興をしますという意味で書いているんでしょう。

○事務局（千葉次長） ちょっと補足しますと、当時はやや狭い意味で使っているんです。アグリビジネスはもっと広い範囲なんですけれども、どういった内容かといいますと、まず県内で農産物を生産しながら、同時に加工や販売を行う。あるいは、県内農産物を原料にして加工や販売を行う。あるいは、本県農業、農村の持つ多様な資源を活用したサービスを行うという、ちょっと狭い範囲に限定して、当時宮城型アグリビジネスを振興したという考えで、こういう書き込みをしております。

○大宮委員 そうですか。この中で、言葉では非常に簡単なんですけれども、人材育成をしたいとうたっているわけなんですけれども、具体的に人材育成のためにどこの機関をどのような形でやっていかれるのか。そして、ネットワークをつくる、形成していくところに簡単に書いてあるんですけれども、ただ実際にネットワークをつくっていくというと、なかなかリードするところの問題が難しいのかなと思いますけれども、どのような形で人材活用されるのか。そして、特に宮城大学、また実践大学等の活用ということも含めて、もう少し人材育成ということを考えられると、もっと手っ取り早いというとおかしいですけれども、地元にも東北大学はじめいっぱいあるわけなんですけれども、宮城県は特に宮城大学にも新しく農業にかかわる科をつくりましたし、実践にもありますので、その辺の活用はどうされるのか。この辺をちょっとお聞かせ願えればと。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） まず、3点あったかと思いますが、一つ目、人材育成の部分でございます。5ページの一番上の具体的な取り組みの内容の二つ目の枠組みの中にございますけれども、みやぎ産業振興機構と書いてございます。みやぎ産業振興機構の中では、これまで中小企業の方に対して、実践経営塾といったもの、いわゆるこれのアグリ版ということで、企業的農業経営をしたいという方々に、実践的な経営指導をするということで、実践経理ということも、そういった中での人材育成。また、起業家育成講座という、10回ほど連続でいろんなノウハウを勉強していただくための講座を設置いたしております。そういったものを活用しながら、これから企業的な農業を目指す方々を育成していきたいと考えております。

それから、ネットワークの関連でございますけれども、非常にネットワークは重要だと思っ

ておりますけれども、たまたまきょうは私どものところにアグリビジネスをやっておられる会社の社長さんが見えましたけれども、その方はいろんなところに販売をされております。スーパーであったり、生協であったり、自分がいろいろ売りに行って、最初は自分の商品だけを売ったわけでございますけれども、そこから派生していきまして、県内のアグリビジネスの方々と結びついて、宮城県フェアにも取り組んでいくようなところにきております。そういったネットワークがありましょうし、それからアグリビジネスをされている方々と食材加工メーカーの方々がコラボレーションして商品開発していくというネットワークもあるだろうと思っております。どんどんそういったネットワークを広げていきたいと思っております。

それから、大学の活用ということで、特に宮城大学の食産業学部、ことし4月から開学いたしておりますけれども、そちらの方でも産業学部の先生方と私ども何回か交流させていただいておりますけれども、その中で宮城大学は特に実学を重んじていきたいと考えておられますので、ぜひ何か県の施策を展開する中で、学生が実際に入って勉強できる場所はないだろうかということがございます。そういったときに、宮城県フェアをやっている、販促等を行っていく場合に、実際行っていただいて、売っていただいて、消費者の声を聞いたり、あるいは小売店の声を聞いたり、そういった勉強をされているということがございます。

それからまた先生方からは、我々先ほどブランド化というお話をさせていただきましたけれども、そのブランド化をしていくためのノウハウと申しますか、そういったご教示をいただいております。以上でございます。

○事務局（大槻次長） 今、食産業・商業振興課長からご説明したのは、どちらかというところ、ある程度アグリビジネスをやっている人たちをさらにステップアップさせようという部分のステージ、どちらかと言えばシニアステージと言えるかと思うんですが、その前の前段のジュニアみたいなステージですね。入り口の段階では、現在の農業実践大学校をうまく活用したいと思っております。農業実践大学校を動かす中でも、アグリビジネスを中心とした方々のネットワークというの、いわゆる指導する側という意味でのネットワークもつくっていきたく思っておりますが、ことしから皆さんが入っていきまして、実践大学校そのものもこれまでどちらかというところ、座学が中心にあつたものをできるだけ減らしましょうと。座学が必要なものもありますが、かなり現場に近いような座学に直していこうということで、実はきのう第1回目のカリキュラムを考える検討会をやったばかりで、現実にカリキュラムまで決まってくるのは、来年までかかりそうなんです。平成19年4月からは相当こういったアグリビジネスの中に入っていきそうな人たちを、入り口で育てるといふ部分もできてくるかなと思っております。

す。もちろん人材育成ですから、大分時間はかかると思うので、現実に成果が出るのは5年、10年はかかるかなと思っております。

○工藤部会長 今回のお話は、2番目の活力ある担い手確保育成のところの2の括弧でニューファーマービジネススクールと書いてありますけれども、そんな格好に今の実践大学を編成がえして、そういう機能を果たしていただくというお話だと思います。これも今回新しいところです。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○豊澤委員 具体的な取り組みの内容で、いろいろと新しい視点で项目的に盛り込まれているわけなんですけど、これもいつものことと言えばいつものことなんですけど、余りにもきれいに項目分けされておまして、行政サイドでいいますと、要するに縦割りといいますが、横割りになっておりますけれども、縦割りに見えないわけでもないわけでございます。上から見ますと、営農、次は人材・担い手、その次は環境・食、そして下は地域といったふうに部署的にきちんと分けられて、きれいにはなっているんですが、実際に地域に入った場合、あるいは生産者、あるいは消費者から見たとき、これらがうまく全体として機能しないと、結果がうまく出ないのではないかと。そのために、連携強化をより一層図っていく必要があるのではないかとということで、これだけのすばらしい、新しい事業、内容の項目を、さらに付加価値を高める、全体としての効果を上げる連携強化をどのように今考えていらっしゃるかとといったことを、ちょっとご質問させていただきたいと思っております。

○工藤部会長 縦割りを横に並べただけではなかなかうまくいかないから、ワンフロア化を図るとか、いろいろ言われていますが行政機構の対応も含めて、どんなことを考えておられるか。どうぞ。

○事務局（高橋農林水産局長） 今、委員がお話しされたのは、組織がどうのこうのという以前に、すべてクロスしてくるわけで、この部署はここだけというものではないことを御理解いただきたいと思っております。こういった基本方向に基づいて、全組織、今は産業経済部の体制の中で、そのほかの産経部以外の部署との連携を含めて、常に横を意識して仕事をしていくことになると思っております。これができて、すぐ体制がどうだという部分には、ちょっと今コメントできる状況でないのご理解いただきたい。

○工藤部会長 縄張りはないそうですから。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○芳賀（裕）委員 先ほどもちょっと出たかとは思いますが、担い手の育成を強化していくということになっていると思うんですけども、その担い手の中に女性をどう考えている

かということが、すごく気になっているところなんです。アグリビジネスをやっている女性起業家ということで、ここにも数値が載っていると思うんですけども、いかに女性が生き生きとして企業を起こすことによって、アグリビジネスがつながっていくかと思うんですけども、私たち消費者が今話題にするのが、直売所なり、道の駅の生鮮食品とか野菜類に非常に興味があって、私たちの中でも最近直売所めぐりをしているという話が出たり、道の駅めぐりをしてあそこの野菜はおいしいとか、高いとか安いとかという評価をしているんです。そのときに、やっぱり女性起業家がきちんと育てていないと、せっかく直売所に行っても、何度も言わせていただいているかと思うんですけども、物がなかったりということがあつたんです。そうした場合に、女性の担い手をどのように育てていくのかが一つ気になります。

資料の中に、女性起業家とか、あるいは女性農業者の占める割合と出ておりますけれども、何となく緩やかな伸びですよ。本来ならば、もっとたくさんいるわけですから、ここがもっと伸びていかなければいけないと思うんですけども、そのあたりをどういうふう強化していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、女性認定農業者ということで、資料のことについて触れさせていただきますと、ほとんど17年目標ということで数値が入っているんですけども、9番目のところが16年度入っております、17年度から空白になっているんですけども、これは統一した資料にしていた方が、ここだけ空白になっていたの、数値が出ないのかなと思ったんですけども、全体を見ましたら、どこもこの数字は入っていないので、統一した資料にしていたくといいいのかなと思います。以上です。

○工藤部会長 まず、資料の方からどうぞ。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） この空欄になっている部分は新しい設定だということで、16年はありますけれども、そのほかはないわけです。年度ごとの目標設定はちょっとしていないものから、ほかは11から16の実績で書いてありますけれども、年度ごとの設定はしておらず、中間年の17年と22年の目標を設定していますので、すべてがしてあるわけではない。要するに、中間のこの間の設定はしていないということです。

○工藤部会長 よろしいですか。11年から16年まではいろいろ数値を入れて、あと17年、22年と書いてあるので、女性認定農業者は16年から始まっているから、あと22年までは空欄になってしまったという説明ですけども、何かここだけ差別されているような感じが確かにね。空欄が目立つのでということもあろうかと思いますが、11から16までがあればね。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） アグリもそうなんですけれども、新しく設定し

た分については、これから埋めていくということで、別に差別でも何でもないんですが、ほかのものは今まで設定したものを、要するに11、12、13と実績を書いておりますので、その辺がちょっと。

○芳賀委員 統一した方がいいんじゃないですか。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） そうですね。この資料そのものは統一するというか、本文の方では目標値としてだけしか掲げていません。きょうは参考ということで、実績も踏まえて、実績がこうなっていますよということで挙げさせていただいたものです。本文には目標値しか入ってきません。

○工藤部会長 それと、余り空欄が目立つような記載は少し回避していただいて、それと前段の方は、女性の起業者数とか、起業者数とかいろいろ数値は載っているけれども、ちょっと設定が低過ぎるのではないかというお話とか、具体的にどういう支援策を考えておられるのか、その辺についてはいかがですか。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） 女性の農業者については、認定農業者も新たに加えるということで、ただ人数的には3%と、ちょっと少ないのではないかとか、ただ実態としてここに書いてありますように、いろんな役員とか、そういう方々は実は非常に少ない現状にあるわけです。ただ、委員おっしゃるように、これから、今もそうですけれども、女性の起業者数も全国で3位ですし、加工とか直売とか、人と接して対面販売というか、そういうのは女性の方が多分すぐれているのかなという気が私しますけれども、女性抜きには当然考えられないわけですし、むしろ女性が前面に出て、引っ張っていくようなことは、当然あるわけですので、それを支援していきたいと当然考えております。そういうことで、新しい指標も載せていただいておりますけれども、3%でどうかと言われると、ここ5年間で倍以上ぐらいの数をとにかく認定農業者として認定していきたいと考えております。

ただ、認定行為そのものは、経営改善計画というのが当然夫婦ですので、どちらかというとなりが主になって書かれていますので、その中でも共同申請とか、両方が申請するとか、そういうことを推進していきたいと考えています。ちょっと明確な回答になったかどうかわかりませんが、以上です。

○工藤部会長 どうですか。きょうで最後ですから、びしっと言ってもらった方がいいと。

○芳賀委員 これから宮城県で重点的に活力ある担い手の確保とか育成と掲げて、担い手をとにかく育成し、育てていくという姿勢が文章の中にはあって、男性、女性と分けないということだとは思いますが、やっぱりある程度女性をしっかりと担い手として位置づけて、育

てていくんだという意気込みがこの文章にあれば、それが、例えば女性が元気でやることによって、アグリビジネスももう少し活発になっていくのではないかという思いがありますので、分けた形で女性の担い手もしっかり育成していくというところがあった方が、私はいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○事務局（高橋農林水産局長） 芳賀委員がお話しされているのは、非常に理解できるといいますか、現在の宮城の農業・農村の現状を見ると、女性の方々の活躍ぶりは非常に目立つ、実態としてもそうなので、そういった部分を数字できちっとあらわせるかどうかという話が一つあったように思います。この数字の分は、さっき事務局で話した、例えば認定農業者のような場合は、一定の基準があるので、なかなか一気に今取り組みしている人が認定農業者になれるかという問題も一方であろうかと思しますので、その辺は徐々にということもやむを得ないなどは思っています。

ただ、それぞれの農家の経営体の内容によっても変わってくるというか、これも事務局から若干話が出ていますが、要は経営体一つとして、お父さんとお母さんで、それぞれ認定農業者になるという方もあれば、一家一経営体という部分もあるので、その部分はどっちがいい、悪いには多分ならない、それぞれの経営体の判断で申請されるということですので、それは農家の方々のご判断にお任せして、そこから出てきている内容について、積極的に支援していくと。

ですから、今回の基本計画の中で、女性がこうだあだという話ではなくて、経営体として女性もその中にきちっと位置づけながら、トータルで支援していきましょうということです。県内の実情を踏まえて、そういった女性に対しての積極的な支援は当然のことでもありますので、なお足りないところがあれば、事務局の方でさらに内容を検討させていただきたいと思っております。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） なお、29ページには、今委員のおっしゃった、女性云々という記述があればなおいいということですが、ここに女性の経営参画への環境整備の促進ということで、男女共同参画の実現を図るとか、女性が進出しやすいような社会環境の整備を図るとか、また先ほど私が言いましたように、女性が認定されるような家族内の経営協定の締結を推進していると。普及センター等が中心になって、現在もそういう推進を図っているところではありますが、そういうことを記述させていただいております。

○工藤部会長 今出たから申し上げますが、家族経営協定締結数の進捗率が53.7%でえらい低いわけです。そういうことを書いていて、今芳賀委員の方から女性云々の質問が出て、このデータを見ると、どんな言葉で言いわけしてもちょっと難しいかなと思いますが、この点はど

うという評価なんですか。伊達藩はやっぱり難しいのかな。

○事務局（千葉次長） 農村社会、男社会とは言うものの、家族経営協定は平成11年に比べますと1.45倍ぐらいになっていますので、徐々にではありますけれども、ふえてはきている。我々の意識としては、むしろ男の人たちが集まる会場で、その重要性を機会あるごとにPRしています。女の人たちを相手にしてこの話をして全効がないので、そういう意識を持って進めております。反面、そんなことにまで口を出してもらう必要はありませんという雰囲気もあるものですから、そういう中を打ち破って進めていかなくてはならないので、今後ともその点については努力していきたいと考えております。

○工藤部会長 女性の話と絡めて、この数値については見ると、必ずこれは目立つので、説明を求められると思います。今までこういう目標を掲げて、どういう取り組みをやって、どうしてこの数値が上がらなかったのかと、これはきちんと整理しておいていただいた方がいいかなと思います。何か分析をやられていましたか。

○二瓶委員 家族経営協定の説明会とか、私も何回か参加させていただいたんですが、実は参加した人たちにその後いろんなお話を聞きますと、千葉次長が言ったように、非常に女性の方々の参加が多いので、帰りがけにいろいろお話を聞くと、なかなか難しくてわかりにくい。説明される普及員の先生方は十分理解して説明されているんだろうとは思いますが、私自身も非常に難しいところがあるなど。それから、いろんな書き方とかの説明をしても、ちょっと難し過ぎると。私なんかはもっと簡単に、経営協定ですから、お互いを尊重して、例えば最終的に数字は給料とか休みの日とか、そういったものだけでいいんじゃないかというお話をしましたら、当時の普及員の方から非常に怒られまして、経営協定だからきちんとしたものにしなないとだめなんだと言われたんですが、もうちょっと取り組みやすい経営協定のあり方があるのではないかと私は思うんです。そういったところの努力がなかなか見えないかなと私は思っていました。ですから、参加した人たち、確かに男の人たちに積極的に参加していただければ、もっとふえるんだと思うんですが、ただなかなか今の状況は難しく、取り組む人が少ないというのは実情だと思います。

○事務局（千葉次長） おっしゃるとおりで、農業委員会なり農業会議のときは様式に基づいて、立会人を立てて、こうしなければいけないという話ではないと思うんですね。それぞれの農家の経営内容に応じた、緩やかな家族経営協定というのはあると思うんです。そういう施策を踏んでやっていくべきだと、基本的にはそういうふう考えています。

○工藤部会長 二瓶さんの経営ではどういうふうにしてうまくやっているんですか。

○二瓶委員 残念ながら私は経営協定はやっておらないのですが、私の場合はもう逆に自分のうちの経営の中で水田部門を法人化してしまったので、残っている部分がうちの妻の取り分という格好で、野菜とか何かについてはすべて任せているということで、逆に私は妻に使われている立場でございまして、うちにいけば無報酬の労働者でございます。

○工藤部会長 県の委員会等々で外回りの機会が多いでしょうから、なおのことよくわかります。冗談ですが。ほかにございせんか。はい、どうぞ。

○三浦委員 きょう最後だということですので、最後の質問をします。ちょっと場違いになるかもしれませんが。というのは、お米の話をちょっとしますと、例の秋田事件がありました。それで、大手町の全農はレールをつくって300円、それからゼロということになってくると、知ってのとおり、公設市場では今100%売っていたというか、100%結びついていたのが、もう落札は50%とか60%というのがあります。

今言われているのは、直接単協なり生産者団体、生産者と結びついた方が、お米の流通する側はいいということで、そちらに走っているというのが業界の一般的な話です。ですから、それが一般的な話としてあるんですが、アグリビジネスにちょっと絡めてお話しすると、お米だけの取り引きではおもしろくないから、宮城に何かないのという話が結構あるんです。宮城県にそういう生産方針があるのかないのか、私も聞かれてもわからない。直接こういうお米を商売にしたいということになれば、農協が窓口になったりする場合があるんですが、それ以外の窓口というのがどこにあるのかなど。宮城から米だけ引っ張ってもおもしろくないから、この米と一緒に野菜も引っ張りたいという、多分私の対面の大宮委員なんかもそういう仕事をやっていると思うんですが、全国的にそういう傾向があるんです。この重点推進プロジェクトの案のアグリビジネスも含めてこの程度だと、今のお米も含めて、現実からすると、ちょっとスピードが遅くなるのではないのかなという気もしないわけでもないです。

私、最後に言いたいのは、世の中はお米絡みで相当スピードアップしてくるんだろうと。そのときの窓口がどこなのか。複数あっても全然構わない話なんですが、それをぜひどこかに決めてもらえればと。宮城の野菜だったら中央卸売市場が窓口なのか、宮城県の農産園芸課が窓口なのか、好きなどころの単協が窓口なのか、はたまた隣のJAビルのだれかが窓口なのかということになるのか。この辺はどうなのかなと、ちょっとぎらぎらした話で申しわけないのですが、スピードは多分ここ二、三年で相当な変化があるんだろうというのが一般論です。ですから、アグリビジネスの方が追いつかなくて、世の中の市場がもっと早く動くのではないのかなという私の印象なんですが、そういう意味では早く追いついて、かつまた追いつかないので

あれば、窓口を決めて、ともに進む形にするのか、その辺をよく整理されたいかがかなというのが私の質問、最後です。以上です。

○工藤部会長 いかがですか、今のお話は、こういうプロジェクトを推進していく。相当スピードが要求される。それぞれのプロジェクトについて、どこが窓口になって推進体制をバックアップしていくのかとか、どうぞ。

○事務局（高橋農林水産局長） 三浦委員おっしゃっている話も、確かに流通のありようが相当なスピードで変わっているというのはそのとおりだと思います。そのときに窓口をどうするかということですが、それぞれのタイプで皆変わってくるんです。例えば扱うロット量を相手がどの程度イメージして入ってくるのか。話を聞いてみて、生産組織1グループ、数グループの場合もあれば、単協一つを相手にする場合もあれば、県全域を相手にする場合もあれば、パターンがいっぱい出てきそうな気がします。そういうときに窓口を一本化するというのは、どういうスタイルになるのかなと、正直、なかなかイメージがわからない。今ある組織の中で、やっていると手遅れになる、スピードについていけないという意味でのご提案だということも十分承知しながら、しからばどこかにそういう流通チャンネルをきちっと受けとめて、采配を振るような部署があればいいのかということ、なかなか即答できないというのが正直なところで、私自身今話を聞く限りは、即どこか一つにというのはどうなのかなと思います。

○工藤部会長 はい、どうぞ。

○大宮委員 私も県に有機特別栽培等の質問を窓口に行きまして聞きましたけれども、そのときに担当の方は、資料はあるけれども積極的にはやっていないと。ですから、やっていると思うので、一応この資料を差し上げますのでというお話でした。今、三浦さんが言われたことでちょっと関連しますけれども、私も今二つのところから自宅ですべて取っていますけれども、一つは南郷町の方がやっておられるお野菜とお米と納豆とうどんとみそというように入ってくるのが2週間に1回あります。そういうふうにとまとめてやっておられる方もおりますし、あと生協が家庭宅配でやっているのもとっておりますけれども、そこへも注文するといろいろなものが入ってくるというようになります。

ただ、買う方からすると、なかなかどのように糸を手繰っていったらいいのかというのは、実際には難しいと思うんですね。それをやっぱりもう少しアグリビジネスを促進していきたいという項目を、今回重点的なプロジェクトに入れたということは、そういう率先するところをもっと県もバックアップするという意味合いでPRしていく責任があるのではないだろうか。ただ言葉で育成しますとか、云々と言っただけでは、なかなか難しいのではないのかなと。

もう少し積極的にかかわっていく部署なり、窓口があったら随分違うかなと思いますし、県外から来られる我々の同業者も、どういうところに行って買ったらいいんでしょうかというお話も聞きます。ですから、どうも市場という、機能の問題で市場に行けばということなんですけれども、皆さん市場に行って云々ということではなくて、生産者に近くなるころの形をとられているのが現実ではないかと。その辺では、もう少し皆さんの情報を集めて、そういうことを進められる窓口があったら大変いいのではないかと思いますし、このシステムが生きてくるのではないかと思います。

○事務局（高橋農林水産局長） 大宮委員、三浦委員、同じ趣旨でご発言していただいたと思いますが、その趣旨は十分ご理解もできますし、そういう対応が必要だと思いますが、相談された主体がいかに機動的に動くかということをお問われているような気がするんです。きちっとした窓口がないためなのか、それぞれの分野で窓口というか、例えば農産物の流通関係で相談を受けるとすれば、県の組織から言えば、食産業・商業流通課であったり、農産園芸課であったり、畜産物であれば畜産課であったり、その内容で対応することになるので、ただその部署だけで完結する相談というのは、今ほとんどないと思うんです。その相談を受けた主体が関係者にきちっと伝える、あるいは相談に来られた方に情報をきちっと伝達するというのが、多分非常に重要。それが迅速にやるかどうかというのもまた重要で、その辺の意識の徹底と行動力の徹底といいますか、そういうことも必要だろうと思います。新たな窓口という分については、ちょっといろいろ検討が必要なのかなと正直思います。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） 私ども食産業・商業振興課というところがございますけれども、私ども県の行政機関でございますので、なかなか商流の部分には入っていけないところがございます。ただ、毎日とは言いませんけれども、頻繁にお客様が参られます。レストランであったり、スーパーであったり、ホテルであったり、いろいろなところからおいでいただきます。本日も新しくレストランを開店したいということで、宮城のいろんな野菜とかいろんな魚を扱いたい、そういったところを紹介してくれないかというお話がございました。

私どもで食材データベースというものをつくってございます。これはインターネット上で公開しておりますけれども、現在1,500アイテムぐらい入っていると思いますけれども、生鮮野菜、魚介類、加工食品、食に関するデータベース、これはいつどこで、どのぐらいの量で、単価が出せるものがあれば単価を出す。あるいは、どんな賞をいただいて、どんなつくり方をしているか、それぞれ加工メーカーの方にレシピ等を書いていただいて、食材データベースというものを構築してございます。それに基づいて、いろんなところにご紹介、おつなぎすると

いう役割はさせていただいているところです。

それ以外の、いろんな角度でご紹介させていただきたいと思っております、特にスーパーなんかでも、地元の野菜を取りそろえたいということが非常に多くございます。そのときは、全農にこういうお話がありましたと、ぜひこういうオファーにお答えいただけませんかということがありますし、県庁内であれば農産園芸課、魚介類であれば漁業振興課と提携して、そういったところでやらせていただいているということでございますので、我が課に来ていただければ、ワンストップで、我が課でできることは我が課でやりたいと思っておりますけれども、いろんな課、あるいは団体と連携して取り組みたいと思っております。

○工藤部会長 どうですか。どうぞ。

○芦立委員 ホームページなんか宮城県のを見てもいっぱいあり過ぎて、どこに行ったらいいかわからなくて、今も食材データベースがあるのかと思って、確認しようと思ったんですけども、行きたいところとか知りたいものがどこと、すぐに行き着けばいいんだろうなと思いました。

○事務局（食産業・商業振興課 真木課長） 食材王国みやぎという語句で検索していただければ、食材王国みやぎのホームページが出ていますから、その中に食材データベースというのがあります。

○工藤部会長 県民条例基本計画と入れたら、何か出てくるんですか。

○事務局（農業振興課 水多農業政策専門監） 出てきます。現計画とか、実績とか、そういうのを毎年度載せておりますので、それが出てくるようになっております。

○工藤部会長 結局、今出た話というのは、どこでも問題になっておまして、プロジェクトをつくる、いろんな施策を展開する、でも現場でいろんなことを考えている人が、県でどういうことをやっておられるのか、どうすればその施策を活用できるか、制度を活用できるか、どういう情報はどこに行けばもらえるのか、結構混乱しているんですね。市町村単位でもそうです。したがって、あるところでこういう情報のいろんなものをつないでくれる仲人さんの人とか組織があると、大変うまくいくのではないかという話も出たりしています。

どういうやり方を考えるかということは、これからご検討いただくとして、今度のプロジェクトに関しては、プロジェクトを推進する本部、あるいは戦略本部、参謀本部と使うと語弊があるかもしれませんが、そういうきちんとした核になる部分はここだよと。ここを通せばすべての情報がわかりますよと。そういうわかりやすいメッセージを皆さんに発信していただくと、そこを經由していろいろ情報を収集できると思いますので、せっかく立てた重点プロ

ジェクトを推進する体制の一環として、その辺のつなぎみたいなところもご検討いただければと思います。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○二瓶委員 済みません、もう一度担い手の部分に戻らせていただきたいのですが、集落営農システムの構築支援という部分について、先ほどちょっと触れましたが、現在集落営農システムの説明については、ほとんどJAが中心になって進んでいるかと思うんですが、かつて認定農業者なり、あるいは法人化育成支援センターというのがありましたが、そういったシステムの中で総合的に集落営農に取り組まないと、先ほどから出ておりましたアグリビジネスとか、そういったものまで到達するには、ちょっと時間がかかり過ぎるのではないかと思います。ですから、支援システムの中に、できれば産業振興機構なんかにも参加していただいて、最初から経営を考えた集落営農システムをつくっていただくような助言機関を、ぜひこの中で考えていただいた方が、私はむしろもっとより足腰の強い集落営農システムができるのではないかと思います、その辺についても考えていただきたいと思います。

○工藤部会長 要望ということで、集落営農に関してはJAだけではなくて、県とかいろんな団体が一緒になって、全国的にやるという格好になっていますから、恐らくそういう体制整備が行われていくんだろうと思います。

ほかにございませんか。どうぞ。

○豊澤委員 私の方から2点ほどちょっと確認させていただきたいと思うんですが、今回の条例の見直しの視点の中核となるものとして、マーケットイン型農業の推進が基本と、これが全体を通じて一番のキーワードとなっているものかととらえております。

その場合、先ほど三浦委員の方からも出ましたが、マーケットインでございますので、マーケットというのはいわゆる市場でございます。先ほどお米の問題が出ましたが、お米の市場においての大宗の取り引きを占めます卸業者さんが一番今求めているお米は、安いお米でございます。決して安全とか、あるいは安心とか、銘柄とか、そういったものではなくて、一番は安いお米です。今の市場はそうなっております。ですから、その安いものに焦点を合わせてマーケットインをするのか。いや違うんだと、マクロなマーケットの視点で、環境保全米とか、安心安全がこれからの主流、潮流になっていくんだという視点でのマーケットイン、やはり両方必要ではないかなと思うんです。

例えばお米づくり一つとっても、土地利用型で資本整備、あるいは施設整備する上で、そう簡単に市場がころころ変わったからって、すぐ設備が変えられるものではないんです。やはり

少なくとも5年なり10年のスパンで物事を考えて、土地利用型が進んでおりますので、そういったときに安易にマーケットイン型、格好いいんですけども、十分にその辺の市場は甘くないんだよということを確認して、注意して施策を展開していただければということが一つございます。

それから、先ほど芳賀委員ですか、推進指標の設定のお話が出たものですから、資料-2を拝見させていただきまして、全体を通した私の印象なんですけれども、平成22年度の見直しの数字が若干控え目といいますか、現状維持に近い、当初の22年目標とそんなに変わらないのではないかと印象を受けました。見直しの推進方向の中で、より一層推進します、促進しますと言っておきながら、実際数値的に当初の目標と大して変わらない、うたっているのと数値目標が比例しないのでは、ちょっとおかしいのではないかと。これには、当然裏づけなりがあつての数字かと思しますので、私も安易には言えないんですけども、それにしてもより一層のといった視点から、数値目標はもう一回り多目の数値目標を出していただいて、それに対して達成率がどうのこうのではなく、達成した量ですね。それを最後は指標として判断された方がよろしいのではないかと。100やりますと言っておいて、110やったから110%の達成率です、立派ですねというよりは、150%の目標を立てて、実際120やりましたと。達成率からしたら85%なり、そんなことなんですけど、達成量からしたら、当初100%の数値からしまして、当然上回っているわけですから、そういった努力目標と実際の目標と二重に考えるのも余りよくないかもしれませんけれども、もう少し積極性があってもよろしいのではないかと印象を受けました。以上でございます。

○工藤部会長 マーケットをセグメント(segment:分割)して、識別して、ターゲットを少しはっきりさせながら、いろんなマーケットがあるので、当然そういうご検討はされるんだろうと思います。

それと、指標は少し低目ではないかと。これはどうですか。特に低目に設定し直したものがありませんよ。新規就農者がそうかな。いろいろと書いてありますけれども、その辺結構これは問われると思いますから、きょうは時間がありませんけれども、短時間に説明できる場所があったらどうぞ。

○事務局(農業振興課 水多農業政策専門監) 目標というか、指標値がちょっと控え目というか、低いのではないかとということなんですけど、これは一つ一つ当然のことながら、各担当課において目標の見直しなりをしていただいております。中には下げたものもありますし、かなり上げたものもあるということで、さらに今のご意見を賜ったことについては、再検討しなくて

はいけないんでしょうけれども、県が出すからには、確実に数字が把握できるものということ等を、やはり出したからには責任というか、そういうことがありますので、その辺を考慮して設定したということで、ご理解いただきたいと考えております。

○大宮委員 責任を感じる指数というのは、どれぐらいで感じるのか。それをはっきりしないと、今の話はただ言ってしまったというだけの話になるので、進捗率が20%でも立派なんだということなのか、50以下ではおかしいのだということなのか。いや、やっぱり世間並みに70以上はないといけないということなのか。会社でいうと、60云々ではとても、多分高いんじゃないかな。

ただ、一つ言いたいのは、重点推進プロジェクトで、特別なものと書いてあって、担い手関係のところの認定農業者数が、これを作ったときの問題と変わりなく7,400と書いてある。また、農地利用の割合がまた同じく72%と書いてあるということは、こちらで重点的にしていきますようたっているならば、当然指数も変わらないと、言葉は変わったんだけど、指数が変わらないのはどういうことかという、これをつくった、前の問題がただひきずってくるだけの問題で、ここで重点と入れる必要性はないのではないかと私は判断するんです。だったら、ここに重点ではなくて、ここに入れないで、こちらを同じにされたらいいのではないかなと。

○事務局（高橋農林水産局長） 大宮委員にお話しいただいたのですが、思いは我々も一緒なんです。それぞれの指標について、実態をとらえて、そこからどう伸ばそうかというのが一番最初の議論です。政策誘導部分をどうとらえるか、計画にどう取り組むかという頭の痛い部分とがいっしょになります。今例に挙げられた認定農業者数とか、農地利用の問題とか、この部分は農業政策の根幹といいますか、県の農業政策を支える指標になるので、これはこれまでの計画を策定したときの思想をきちっと受けとめ、相当の環境の変化がないと、起きている事実に対して方向性を見失うことになりかねないので、基本の部分については、達成度も当然加味しておかなければいけません。認定農業者でいいますと、現在7,400の目標に対して、4,700ちょっとぐらいで、終わっています。それをまた一気に上げるというのも現実的ではない。政策誘導を加味して、7,400という数字が22年という県内の目標でございます。それぞれの指数について、前向きにとにかく伸ばしたいという思いで設定しているということだけは、ご理解いただきたいと思います。

○工藤部会長 今出た話については、やはり重点推進プロジェクトとか、重点で挙げたところの数値はもう1回チェックしていただいて、こういう数値目標で重点と言えるかどうかと。そこ

は問われると思いますので、再度チェックしていただきたいと思います。きょうは時間がないので、数値目標の数値、一つ一つ洗いませんけれども、ここはやはり結構皆さん見ると思いますから、後で整合性の問題も含めて、ご検討いただければと思います。

少し時間をオーバーしていますが、最後に何か全体を通してございますか。

それでは、若干時間をオーバーしましたが、きょういろんなお話が出ました。その中には、このシナリオを若干変えなければならない部分も含まれております。最後に出された数字の問題等についても、もう1回吟味が必要かと思えます。ただ、もう一度部会を開くという時間的ゆとりがちょっとないものですから、きょう出たご意見を含めて、この修正は私の方にお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、そういうことで事務局と相談しながら、最終の案を12月27日の産業振興審議会に提案したいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、今後のスケジュール等について事務局の方から。

○司会 それでは資料4、今後のスケジュールについてというペーパーをごらんいただきたいと思えます。

本日の部会の意見を踏まえまして、工藤部会長のご指示のもとに、農業部会としての案を取りまとめさせていただきたいと思えます。先ほど工藤部会長からもお話がございましたように、修正につきましては、工藤部会長の方に一任とさせていただきたいと思えます。

修正後の最終案につきましては、12月27日に開催を予定しております第14回宮城県産業振興審議会に提出いたしまして、最後のご審議をいただく予定となっております。その上で、来年1月に審議会としての答申を県にする予定となっております。よろしくお願ひいたします。

(2) その他

○工藤部会長 それでは、その他として最後に何かございますか。特になければ、以上で今回の審議会を終わりにしたいと思います。

3回ということで、余り長い時間ではございませんでしたが、いろいろ有意義なご発言をいただきまして、ありがとうございました。以上のことを最終案に反映していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

4. 閉 会

○司会 熱心なお話し合いをいただき、ありがとうございました。

あと、本日お話しいただきました以外にご意見等ございましたら、お手元に用紙を準備しておりますので、そちらの方にご記入の上、郵送、ファクス、あるいは電子メールなどご送付いただければと思います。

以上をもちまして、第10回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。